

広報 **みくら** **No.281**
H25
8月号

編集・発行
〒100-1301
東京都御蔵島村
総務課企画財政係
TEL 8-2121
FAX 8-2239

イルカウォッチング



7月運航実績

●運航日数 (前年数値)

客船 27日 (29日)
貨物船 4日 (4日)
ヘリコミ 31日 (31日)

●就航率 (前年数値) ※客船は2回/日

客船 79% (90%)
貨物船 100% (100%)
ヘリコミ 100% (100%)

●来島者数 (前年数値)

客船 1176名 (1433名)
ヘリコミ 206名 (155名)

●離島者数 (前年数値)

客船 1066名 (1430名)
ヘリコミ 243名 (230名)

世帯・人口 (平成25年8月1日現在)

◇世帯数 (前月比)

178 世帯 (3世帯増)

◇人口 (前月比)

男性 173 名 (3名増)
女性 145 名 (増減なし)
合計 318 名 (3名増)

目次...

- 東京都山地災害危険地区マップ(御蔵島村)…1p
- オオミスナギドリの駆除について<申請手續のご案内>…1p
- 島しょスポーツ振興事業による水泳教室のお知らせ…2p

東京都山地災害危険地区マップ（御蔵島村）

山地災害危険地区とは、人家・公共施設などが山崩れや土石流などの被害を受ける危険度を地形・地質・植生等の調査により判定して、一定以上の危険性があると判断された地区のことです。災害の形態により、以下の3種類があります。

■山腹崩壊危険地区

雨や地震によりゆるんだ山の斜面が突然崩れ落ちることがあります。宅地が山に隣接しているところでは、小さな山崩れでも大きな被害が出ることがあります。

■崩壊土砂流出危険地区

渓流や山の斜面の土や石が、大雨の水により泥水になって一気に流れ出る「土石流」が発生することがあります。その破壊力は大きく、多大な被害をもたらす恐れがあります。

■地すべり危険地区

山の斜面が、地中の粘土質や地下水の影響などで、ゆっくり動き出す現象が「地すべり」です。現在の調査によると、東京都には「地すべり危険地区」に該当する箇所はありません。

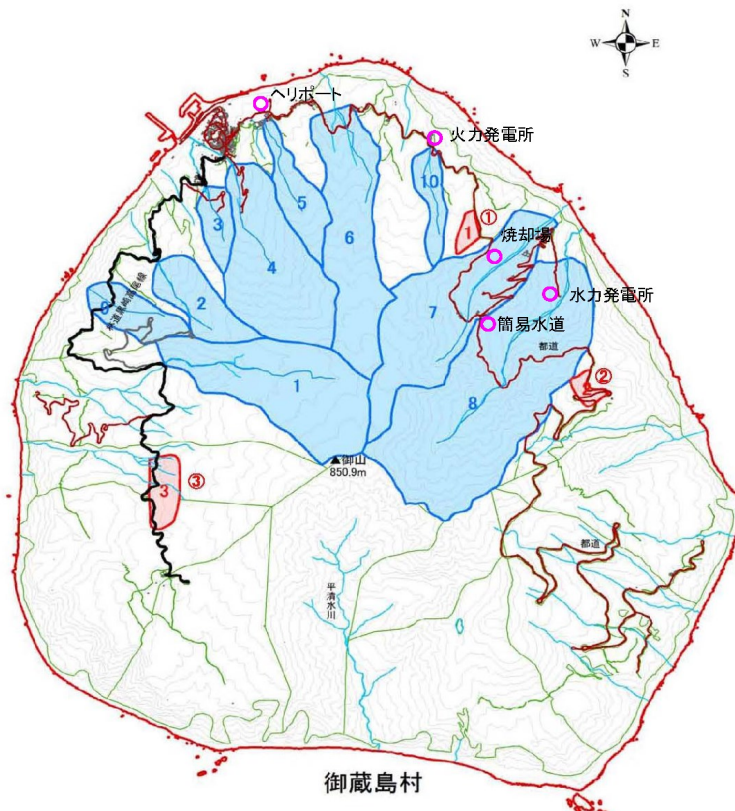
山地災害が起きる前には、いろいろな危険信号が出ます。

次のような変化に注意してください。

- ・石が転がり落ちてきた
- ・山の木が傾いたり、斜面に亀裂が走った
- ・湧き水が急に増えてきた
- ・湧き水が止まった
- ・井戸や湧き水が濁ってきた
- ・地鳴りの音が聞こえてきた
- ・山の斜面を水が走りはじめた

【お問合せ】

三宅支庁産業課林務係 04994-2-1312



山腹崩壊危険区域

①	小島分川北
②	大島分川南
③	ウラン根上

崩壊土砂流出危険区域

1	ボロ沢	6	行曲沢川
2	鳥尾	7	小島分川
3	西川	8	大島分川
4	卯辰川	9	まあがり
5	ならん川	10	登立

オオミズナギドリの駆除について＜申請手続きのご案内＞

御蔵島では、毎年オオミズナギドリを有害鳥獣と指定し、法的手続きをもって鳥獣捕獲許可の申請を行っております。本年も下記のとおり害鳥駆除を実施しますので、駆除作業に従事される方は事前に申請手続きをお願いします。

■捕獲資格者

本村住民で農耕地所有者及び農林業従事者

■実施予定期間

平成25年11月1日から平成25年11月20日までの期間内の1日

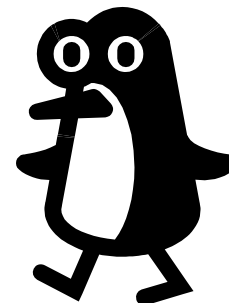
※一斉駆除の日時については後日公表

■鳥獣捕獲許可申請受付日時等

日程：平成25年7月30日から平成25年8月28日まで（土曜日・日曜日を除く）

時間：午前8時30分から午後5時15分まで

場所：御蔵島村役場（印鑑を持参して下さい）



■捕獲鳥獣の法規及び罰則

駆除実施にあたり、適正に駆除が行われていない場合は関係官庁による取り締まりが実施されます。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第83条に違反した場合、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処されます。

■その他

①事故等は各自の責任となりますので駆除に対する危険の防止には万全の注意をして下さい。

②一斉駆除日以外に島全域に飛来した鳥を無秩序に処分した者は法律に基づく罰則が適用されます。

【お問合せ】 産業建設係 04994-8-2121

島しょスポーツ振興事業による水泳教室のお知らせ

昨年度開催しました島しょスポーツ振興事業ですが、今年度も下記のとおり行うこととなりました。今回は、北京オリンピック水泳銅メダリストの宮下純一さんをお招きして実施いたします。この機会にトップアスリートのプレイやお話を通してスポーツの振興を深めていただきたく、ご案内します。

■日時

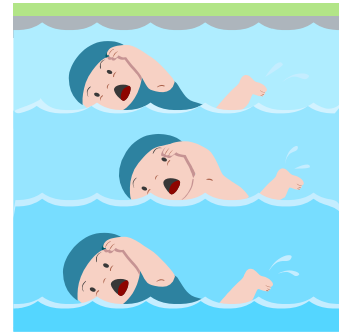
平成25年8月31日(土) 9時30分～13時00分
 9時30分～11時00分：水泳教室
 11時30分～12時50分：講演会

■場所

小中学校プール：水泳教室
 小中学校体育館：講演会

■出演

北京オリンピック男子水泳メドレーリレー銅メダリスト 宮下 純一



【お問合せ】 教育委員会 04994-8-2121

東京都シルバーパス更新手続きのお知らせ

現在シルバーパスをお持ちの方には、8月下旬に東京バス協会から「シルバーパス更新手続きのご案内」が届きます。更新を希望される方は「ご案内」を必ずお読みいただき、必要書類をご用意の上、9月中に手続きをしてください。

■対象者及び費用

①25年度の住民税が「課税」の方	20,510円
②25年度の住民税が「非課税」の方	1,000円
③25年度経過措置対象の方	1,000円



＜平成25年度経過措置＞

次のいずれかを満たす方を対象に、1,000円でパスを発行するものです。

A) 25年度の住民税は課税であっても、24年の合計所得金額が125万円以下の方

B) 24年度経過措置のうち、平成17年度の住民税が非課税であったことにより1,000円でパスの発行を受けた方

■必要書類

全員 (次のすべて)	・シルバーパス更新申込書 ・現在ご使用中のシルバーパス ・本人確認書類(保険証又は運転免許証)
②の方 (次のいずれか1点)	ア)「24年度介護保険料納入(決定)通知書」の所得段階区分欄に「1」「2」「特例3」「3」「特例4」「4」いずれかの記載があるもの イ)「25年度住民税非課税証明書」 ウ)「生活保護受給証明書(生活扶助)」
③のAの方	エ)「25年度住民税課税証明書」
③のBの方	更新申込書が所得確認書類を兼ねているため、所得確認書類は不要です

【お問合せ】 東京バス協会シルバーパス専用電話 03-5308-6950

歯科巡回診療(第3回)のご案内

■実施予定日・診療時間

平成25年9月7日(土)～11日(水) 午前9時～12時、午後2時～5時

■予約方法

診療所受付窓口 または 電話04994-8-2206

予約受付時間：月～金 午前8時30分～12時 および 午後1時～5時
 土 午前8時30分～12時



【お問合せ】 民生係 04994-8-2121

<第二東京弁護士会法律相談センター> 東京都島嶼部における法律相談について

第二東京弁護士会法律相談センター（以下、法律相談センター）が実施する、東京都島嶼部のみなさまを対象とした法律相談の実施日が確定しましたのでお知らせします。相談料は無料ですので、この機会に是非ご利用ください。

■相談実施日時

10月25日、11月22日、12月20日、1月24日、2月21日、3月28日
午前10時～正午まで（完全予約制、1件あたり20分程度）

■予約方法

①相談をご希望の方は、あらかじめ法律相談センターに電話で予約をしてください。
受付時間：平日9時15分～17時15分（相談日の前日15時までに電話連絡してください）

【予約受付電話番号】03-3592-1855

②法律相談センターにて空き状況等を調べ、予約を受け付けます。

予約が済みましたら、申込用紙を相談希望者へファックスで送付します。

③申込用紙を受け取った相談希望者は所定の事項を記入し、相談予定日の2日前までに法律相談センターへファックスで返送してください。その際、相談事項に関する書類（登記簿謄本、戸籍謄本、契約書、相手方とやりとりした手紙など）があれば、あわせてファックスしてください。

【ファックス番号】03-3581-3337

■担当弁護士との相談の実施

相談希望者は、法律相談センターで確認した予約日時に電話をして担当弁護士とご相談ください。

【相談受付電話番号】03-3581-2407



【お問合せ】 第二東京弁護士会法律相談課 03-3592-1855

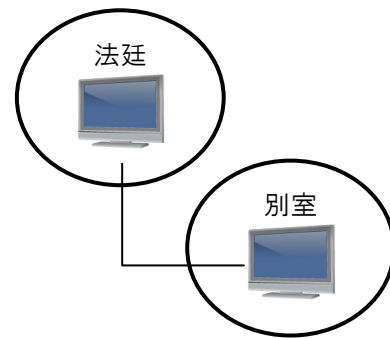
<東京地方裁判所> 民事訴訟におけるビデオリンク方式による尋問について

「ビデオリンク方式による尋問」とは、尋問を行う法定とは別の場所にいる証人や当事者本人に対して、法定にいる訴訟関係人（裁判官、訴訟代理人弁護士など）が、法定内に設置されたテレビモニターを用いて、尋問を行うことをいいます。

ビデオリンク方式による尋問は、①事案の性質、②証人等の年齢や心身の状態、③証人と当事者本人との関係、④その他の事情を考慮して、証人等が裁判長や当事者が在席する場所で陳述すると、圧迫を受けて精神の平穏を著しく害されるおそれがあるため、裁判所が相当と認めるときに利用されます（民事訴訟法204条2号）。

例えば、原告が、被告が行った犯罪の被害者である場合に、被告や傍聴人が在席する場所で、自分が受けた被害について証言することは、心理的にとても負担になると考えられます。

このような場合にビデオリンク方式を利用し、被告や傍聴人がいる法定とは別の場所で証言することによって、原告の精神的な不安や緊張感を軽減することが期待できます。



【お問合せ】 東京地方裁判所事務局 総務課広報係 03-3581-2295

不法電波、取締中！ DEURASシステム

総務省では、快適な電波利用環境の維持のために、不法電波などの取り締まりを電波監視システム「DEURAS（デュラス）」を整備して行っています。「DEURAS」は全国に設置されたセンサ局や、不法無線局探索車と呼ばれる特別な車両を使って、不法電波などを探し出すシステムです。

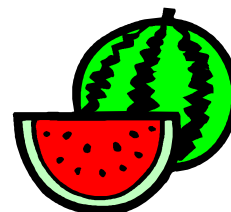
■不法電波はなぜ迷惑？

- ・消防救急無線を妨害し、活動に支障をきたす
- ・防災無線を妨害し、災害時の緊急通信が困難になる
- ・鉄道の業務用無線を妨害し、列車の運行を妨げる
- ・携帯電話が繋がらなかつたり、切れたりする
- ・テレビやラジオの映像音声を乱す

【お問合せ】 関東総合通信局 03-6238-1939

8月の来庁予定者

日	来庁者	目的
6	三宅支庁土木港湾課工事第一係	視距改良工事打合せ
8	東京都総務局総合防災部 防災管理課計画調整係	津波対策現地状況調査



島民カレンダー

平成25年 8月 <葉月>						
日	月	火	水	木	金	土
				1 花火大会	2	3
4 稲根神社例大祭	5	6	7 新月・立秋	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21 満月	22	23 処暑	24
25	26	27	28	29	30	31

平成25年 9月 <長月>						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5 新月	6	7 歯科巡回診療 (~11日)
8 白露 敬老祝賀会	9	10	11 定例村議会	12	13	14
15	16 敬老の日	17	18	19 満月	20	21
22	23 秋分の日	24	25	26	27	28
29	30					

今月の行事（8月）

～今日は何の日？ 何の月？ 今月の行事とその概要を掲載します。～

◆立秋（りっしゅう） 8月7日

この日から立冬の前日までが、暦の上での秋です。

厳しい暑さがまだまだ残っていますが、夕方の涼やかな風に秋の気配も感じられるようになってくる所で、「秋立つ」ともいいます。立秋以降の暑さを残暑といいます。この日以降に出す手紙の時候の挨拶は「残暑見舞い」です。

◆処暑（しよしょ） 8月23日頃

半月ほど前に「立秋」を迎えましたが、まだまだ暑さが残っていました。

しかし、それもようやくおさまり、吹く風にも涼しさが加わってきたようです。

「処暑」は、暑さが止むという意味で、朝夕次第に冷気が加わってくる時季です。

ゴミ収集日

月曜日	毎週	可燃ゴミ
火曜日	第1火・第3火	不燃ゴミ
	第2火・第4火	リサイクルゴミ
水曜日	毎週	可燃ゴミ
木曜日	収集はありません	
金曜日	毎週	可燃ゴミ

えびね公園開園スケジュール

期間	開園日	閉園日
4月～5月	月・火・水・金・土・日	木
6月～10月	水・金・土・日	月・火・木
11月～3月	水・金・日	月・火・木・土

し尿処理作業日

毎月	1日 ・ 10日 ・ 20日
----	----------------